

《東豊中第一団地地区地区計画》

※このパンフレットは「東豊中第一団地地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

1. 建てる事が出来る建築物の用途（地区の区分については、「壁面の位置の制限」の図参照）

凡例 ○：建築することができる
×：建築することができない

建築物の用途（主なもの）	A	B	C	D	E-1	E-2	F	G
住宅	×	○	×	×	×	×	○	○
兼用住宅※ ¹	×	○	×	×	×	×	○	○
共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○
学校（大学などを除く。）図書館など	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、保育所、福祉ホームなど	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設など	×	○	×	×	○	○	○	×
公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○
診療所	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	×	○	×	×	○	○	○	×
巡査派出所、一定規模以下の郵便局など	○	○	○	○	○	○	○	○
税務署、郵便局などの公益上必要な建築物※ ²	×	×	×	○	×	×	×	×
店 店 等 舗、 飲 飲 食 食	店舗等の部分							
	150㎡以下※ ³							
	500㎡以下※ ³							
1500㎡以下※ ³								

※¹：非住宅部分の制限有 ※²：4階以下 ※³：業種制限有、2階以下

2. 敷地面積の最低限度

B地区、F地区、G地区 120㎡

3. 建築物等の高さの最高限度

A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	G地区
25m	20m	42m				12m

4. 形態又は意匠の制限

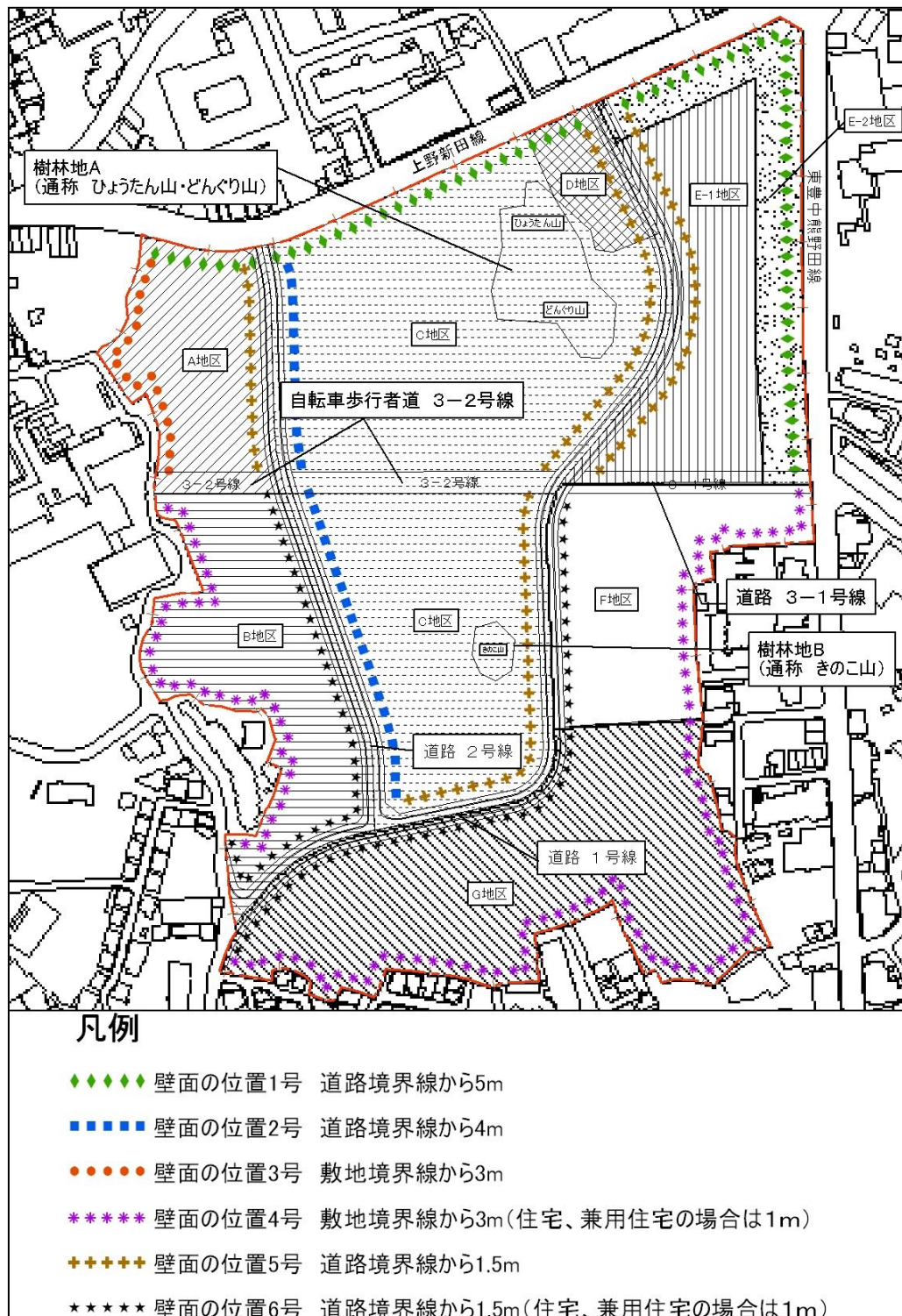
- (1) 自己の社名、店名、商標又は建築物の名称表示や道先案内図などの公衆の利便に供するもの以外の屋外広告物を建築物や敷地内に設置することはできません。
- (2) 良好な景観形成と一体的なまちづくりにふさわしいものにして下さい。

5. 垣又はさくの構造の制限

垣又はさく（門柱などは除きます。）は、生垣、ネットフェンス、鉄柵などの開放性のあるものにして下さい。（高さ2m以下の門又は塀で、1.6mを越える部分を開放性のあるものとした場合は、この限りではありません。）

6. 壁面の位置の制限

○建築物の外壁又はこれに代わる柱は、下図に示す壁面の位置の制限を超えて建築できません。
(地盤面下のものは除きます。)



7. 壁面後退区域における工作物の設置の制限

- ①高さ 4 m 以上又は幅 1.5 m 以上の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔
- ②自動販売機
- ③機械式駐車場

などは設置できません。